

## 新たな総合計画に関する小学生向け新聞制作及び配達業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

新たな総合計画に関する小学生向け新聞制作及び配達業務

### 2 委託業務の目的

新たな総合計画や富山県の10年後の将来像について、本県の将来を担う小学生に分かりやすく伝え、ふるさとへの理解を深め、愛郷心の醸成につなげることを目的に、小学生向け新聞（以下「小学生新聞」という。）を制作し、県内の全児童に配布する。

### 3 委託業務の実施期間

委託契約の日から令和8年3月13日（金）まで

※ただし、配達業務は令和8年3月6日（金）までに完了すること。

### 4 委託業務の内容

本業務の実施に当たっては、2に掲げる業務の目的を実現するため、工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）から（3）の各項目を実施する。

#### （1）小学生新聞の制作

##### ① 企画・編集・発行

- ・新たな総合計画の内容が小学生にも分かりやすく伝わる、小学生新聞の企画、デザイン、構成、取材、記事編集、印刷等の業務を行う。
- ・必要な写真、イラスト、挿絵、図表等の手配、作成等に係る業務を行う。（新たな総合計画に掲載している写真、イラスト、グラフ・表等は県から提供する。）

##### ② 掲載内容

項目	構成・内容等
表紙 1頁	・小学生の興味関心を引くように、デザイン等を提案
特集記事 2～7頁	・新たな総合計画について、基本理念「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」や10年後の将来像「みんなで目指す『とやま2035』」を中心に、わかりやすく伝える記事を作成する。 ・小学生が具体的にイメージしやすいように、10年後の将来像の実現に向け取り組む人（エッセンシャルワーカーや現場で活動する人等）を取材した記事を盛り込む（2～3人程度）。 ・小学生新聞を読んだ後、自分でも富山のよさを探しに行ったり、発見したよさを友達や家族など周囲の人に伝えたりしたくなるような仕掛け（簡単なワークやクイズ等）を取り入れる。

	(例)
裏表紙 8頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画って何？どうやってつくったの？（総合計画とは）</li> <li>・富山県のいいところ知ってる？（富山県の魅力）</li> <li>・合言葉をつくったよ！（基本理念）</li> <li>・富山県の10年後のミライ！（10年後の将来像）</li> <li>・働くひとたち（具体的な施策の例）</li> <li>・もっと知ろう！ふるさと・とやま（15市町村の特色）</li> <li>・富山県のことをいっしょに考えてみよう！ (好きなところ、もっとこうなったらいいなと思うところ)</li> <li>・自分たちにできること など</li> </ul>

- ・記事の作成にあたっては、読者が小学1年生～6年生と幅広いため、記事ごとにどの層をターゲットにするか意識し、作成すること。
- ・小学生新聞は外国人向けの周知にも活用するため、外国人にも理解しやすい平易な日本語を意識すること。
- ・デザイン、レイアウト、構成は小学生の興味関心を引くものとし、写真やイラスト、漫画等を用いるなど、文字情報が過多とならないよう留意すること。
- ・取材の際は、県に取材相手の候補を提案し、事前協議のうえ決定し、取材に係る業務（取材の依頼、日程調整等）を行うこと。
- ・QRコードを掲載するなど、富山県HP等への誘導を図ること。

③ 規格

- ・サイズ：タブロイド判
- ・ページ：8ページ（表紙及び裏表紙を含む。）
- ・紙質：マットコート紙 B判67.5kg以上
- ・印刷：フルカラー両面
- ・折り加工：二つ折り

④ 作成部数

55,000部

⑤ 校正

文字等校正を3回以上、色校正を1回以上行うこと。

(2) 小学生新聞の配達

① 小学生新聞の封入・発送

- ・作成した小学生新聞について、委託者が別途作成する発送計画に基づき、封入から発送まで行うこと。
- ・発送に当たっては、委託者が別途作成する送付文を印刷の上、小学生新聞と併せて封入すること（1配達箇所につき1枚）。

② 小学生新聞の発送予定箇所及び予定数

- ・現時点での発送予定箇所数及び配布予定数は以下のとおりであるが、最終的に別途指示する。委託者で決定した送付先及び送付部数により、封入・配達する

こと。

#### 【発送予定箇所】

- ・小学校、義務教育学校、特別支援学校（191箇所） 53,100部
- ・とやま国際センター等（18箇所） 125部
- ・富山県知事政策局企画室総合計画課（1箇所） 1,775部

#### （3）その他

上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組みがある場合は、提案すること。また、委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとすること。

### 5 成果品

実績報告書に以下を添付のうえ、成果品として提出すること。

#### （1）印刷した小学生新聞

#### （2）小学生新聞の版下データ（H P掲載用データを含む）

※データ形式は、aiファイルおよびP D F ファイル、J P G ファイルの3種類とする。

### 6 著作権等

業務により生じた著作権及びその他一切の権利は県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。また、本業務の履行に当たり必要な権利処理については、受託者の責任と費用負担において行うものとする。

### 7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

### 8 その他留意事項

- （1）この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、関係書類について当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- （2）本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおける企画提案にかかる業務を実施すること。
- （3）本仕様書に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。
- （4）本仕様書の内容については、予算の範囲内で変更する場合がある。
- （5）本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、再委託先及び再委託する業務の範囲について、事前に発注者の承認を得なければならない。
- （6）受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知りえた情報を第三者に漏ら

してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、イラスト等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。県に著作権等を帰属させることができない写真、イラスト等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が発生した場合は、両者協議を行うこと。